

3-(1) これまでの事件経過及び対応状況について

事件経過

月 日	内 容
10月18日(金)	・工事検査課主任及び元職員が市工事の発注に関して「官製談合防止法及び公契約関係競売入札妨害」の容疑で逮捕。
10月19日(土)	・県警による庁舎内家宅搜索
11月 8日(金)	・工事検査課主任が「平成30年度原駅自転車等駐車場改良工事」の入札に関して「官製談合防止法及び公契約関係競売入札妨害」の容疑で起訴
12月 4日(水)	・工事検査課課長補佐が市工事の発注に関して「公契約関係競売入札妨害」の容疑で逮捕。
12月 5日(木)	・県警による庁舎内家宅搜索
12月20日(金)	・工事検査課課長補佐が「平成30年度市道0204号線道路改良工事」の入札に関して「公契約関係競売入札妨害」の容疑で起訴

(参 考)

○入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）

（職員による入札等の妨害）

第八条 職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

○刑法

（公契約関係競売等妨害）

第九十六条の六 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

3-(1) これまでの事件経過及び対応状況について

市対応状況

月 日	内 容
10月18日(金)	・工事検査課主任の逮捕を受け、市長臨時記者会見を開催し謝罪
10月20日(日)	・緊急部長会議を開催。市長より服務規律及び綱紀の粛正について徹底するよう訓示
10月21日(月)	・緊急全体幹部会議を開催。市長より訓示 ・市長より全職員あて「綱紀・服務規律の厳守について」通知
10月23日(水)	・三星建設工業株式会社 入札参加停止(～R02.10.22)
10月24日(木)	・副市長より所属長あて「職員の綱紀粛正について」通知。職員の指導を徹底するよう指示
	・市長定例記者会見冒頭において、改めて市長より市民・議会・関係の皆様に対し謝罪
	・市議会全員協議会において、経過及び再発防止に向けた今後の取り組みについて報告
11月1日(金)	・不祥事再発防止対策本部会議(第1回)開催 ・契約制度検証部会(第1回)開催 ・職員倫理部会(第1回)開催
11月7日(木)	・契約制度検証部会(第2回)開催
11月12日(火)	・職員倫理部会(第2回)開催
11月14日(木)	・起訴された職員を分限処分(起訴休職)
	・契約制度検証部会(第3回)開催

11月18日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス講習会 受講者：市長、副市長、部長級、次長級、課長級、再任用職員 123名 講師：国土交通省中部地方整備局総務部適正業務管理官 松葉昭彦氏
11月22日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約制度検証部会(第4回)開催
11月25日(月) 26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス研修 受講者：市長、副市長、課長補佐級、係長級職員 292名 講師：(一社)公務人材開発協会 峰野牧人氏
12月4日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事検査課課長補佐の逮捕を受け、市長臨時記者会見を開催し謝罪
12月5日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会全員協議会において、経過及び再発防止に向けた今後の取り組みについて報告
12月6日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二人目の職員逮捕を受け、副市長より全職員あて「職員の綱紀粛正について」通知。綱紀粛正の徹底を指示
12月5日、6日 17日、18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官製談合再発防止特別研修 受講者：主任級以下職員 553名 講師：総務課契約係職員
12月13日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約制度検証部会(第5回)開催
12月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員倫理部会(第3回)開催
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官製談合再発防止特別研修 受講者：課長補佐級、係長級職員 253名 講師：(元)国分寺市副市長 樋口満雄氏

3-(2)-① 契約制度検証部会検討内容について

重要な事実

- ・ 予定価格を知りうる立場の者が情報を漏洩していた。(11/8 起訴案件)
- ・ 予定価格を知りうる立場にない者が回議中の書類から不正な方法で情報を入手していた。(12/20 起訴案件)
- ・ 予定価格等情報をもとに、落札の可能性が最も高い最低制限価格近辺での入札を繰り返していたとの報道。
- ・ 設計書審査から総務課依頼までの経由課や職員数が複数に渡っていた。
- ・ 業者側からも不正行為に関する接触があった。

検討内容

1 職員の制度理解の徹底

入札契約事務に係るすべての職員を対象に、関連する法制度の理解など、入札談合の排除や未然防止を徹底するための研修を実施する。

2 情報管理

- ・ 設計書情報共有者の削減（知っている人を減らす）
- ・ 設計書の回付・管理方法の再徹底

3 組織の刷新

- ・ 入札・契約部署と工事検査部署との関係強化
- ・ 定期的な入札・契約事務研修の実施による事務機能の強化

4 業者の不正行為防止

- ・ 罰則強化の可能性（指名停止期間及び違約金等）
- ・ 業者の契約制度の理解への取り組み

5 予定価格等を類推できなくする工夫

- ・ 予定価格の公表時期（事前または事後）
- ・ 最低制限価格の設定方法等

3-(2)-② 職員倫理部会検討内容について

重要な事実

- ・OB職員（元上司）から予定価格を聞かれた。元上司に対し恩義を感じており断ることができなかった。
- ・再任用職員となり定年退職前と比較し倫理意識の低下があった。
- ・容疑者及び他の職員が業者から飲食などの接待を受けていたとの報道。
- ・接待のお礼として自ら予定価格の情報提供を申し入れていたとの報道。
- ・予定価格を知りうる立場にない者が回議中の書類から不正な方法で情報を入手していた。（12/20 起訴案件）
- ・複数の工事の価格情報を漏洩していたとされるが、周りの職員が不正に気付くことができなかった。

検討内容

1 職員の倫理観、コンプライアンス意識の醸成

- ・倫理、コンプライアンス研修の強化及びコンプライアンスルールの明確化
- ・公益通報制度の活用強化
- ・管理職のマネジメント能力の強化による職員のコンプライアンスの徹底

2 再任用職員、中途採用職員の公務員としての意識付けについて

- ・研修機会の少ない再任用職員、中途採用職員に対する公務員倫理の徹底

3 組織風土の改善

- ・人事異動サイクルの検討
- ・職員間のコミュニケーションを高める風通しの良い職場づくり
- ・相談しやすい環境づくり
- ・職員OBを含めた組織・職場体質の改善
- ・退職職員に対し働きかけ等違法な行為を行わないよう周知徹底

4 利害関係者・外部関係者等との関わり方

- ・事業者等利害関係者との癒着などと市民の疑惑を招くことのないよう細心の注意
- ・外部関係者からの働きかけに対する対応

5 書類の管理について

- ・書類を適切に管理するため、収納方法、場所の徹底

3-(3) 今後の取り組みについて

1 検討の深化

① 部会での継続検討

- ・再発防止策について両部会での資料 2・3における検討内容を深める。
- ・職員不祥事防止対策行動計画等の策定を含む、再発防止策を検討する。

② 職員ヒアリングの実施

職員倫理部会及び契約制度検証部会合同で職員ヒアリングを実施し、不祥事の原因となった制度的、倫理的要因を把握し、再発防止策に反映する。

2 先行して取り組む事項

① 文書管理の徹底

設計図書の管理について、全庁に改めて通知したところであるが、職員ヒアリングなどにより状況を確認し、再発防止に向けた文書管理の徹底を図る。

「建設工事関連契約事務における入札前の設計書等の取扱いについて（再通知）

R01.12.3」

② 職員研修の継続

コンプライアンスや契約制度に係る職員研修を継続し、職員の理解を深める。

③ 組織体制の見直し

入札契約事務の体制の見直しや、組織改正について検討する。